

大阪府監査委員告示第21号

平成20年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年6月30日

大阪府監査委員	品川	公男
同	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	松浪	耕造

(通知文)

住総第1312号
平成21年5月28日

大阪府監査委員	梅本	憲史	様
同	谷口	昌隆	様
同	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、委員意見が付された事項については、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<エレベーターの保守点検業務委託契約について>

1 監査対象機関

大阪府住宅供給公社

2 委員意見

大阪府住宅供給公社においては、府営住宅及び公社賃貸住宅に設置されているエレベーターについて、設置当初よりエレベーター製造業者又はその系列業者と随意契約による保守点検業務委託契約を行っている。一方、大阪府では、随意契約から競争入札へ変更、価格交渉など、契約の見直しが図られている。

そこで、今後の契約締結については、安全性の確保に十分配慮しつつ、競争原理を働かせコスト縮減が図られるよう、大阪府と連携しながら、契約方法及び契約内容の見直しについて引き続き検討を行い、速やかに方針を策定されたい。（平成 18 年度）

3 措置の状況

大阪府と公社が参画した「昇降機保守点検委託契約方法検討会議」において、委託内容の見直し、競争入札等導入の可否等について検討を継続し、国土交通省諮問機関（社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害検討部会）において、維持保全計画に必要な指針等の検討報告が公表され次第、公社として、方針を策定します。

<土地信託事業について>

1 監査対象機関

大阪府住宅供給公社

2 委員意見

昭和 62 年 4 月から大阪府住宅供給公社が実施している土地信託事業については、予定していた信託配当が受けられない等、当初の事業の見通しと乖離が生じている状況にあるため、土地信託事業の受託者に対し、経営改善対策について適切に要請されたい。（平成 20 年度）

3 措置の状況

（経営改善対策について）

土地信託受託者に対して、大阪府の監査結果通知（平成 21 年 1 月 6 日付け府監第 1717 号）の写しを通知するとともに、当該事業について増収対策を講じるなど、今後ともなお一層健全な事業運営に努めるよう受託者に対して文書（平成 21 年 3 月 5 日付け）で要請しました。

また、今後は、受託者の責任において当該事業の経営改善を図るよう強く求めます。

<引当金の計上について>

1 監査対象機関

大阪府住宅供給公社

2 委員意見

大阪府住宅供給公社においては、一部の引当金の計上額が、規程に定める基準により算定した額と齟齬がある事例が認められたため、適正に引当金の計上を行って期間損益を正しく認識し、健全な経営に努められたい。（平成20年度）

3 措置の状況

「地方住宅供給公社会計基準」をもとに、他府県公社の処理状況を参考にし、また、公認会計士とも協議の上、「引当金に関する取扱基準」及び「引当金繰入基準」（平成 16 年 3 月 31 日施行）の見直しを行い、当期の負担すべき費用を適正に計上できるよう会計処理の改善を

図ります。

(貸倒引当金)

「地方住宅供給公社会計基準」第 21 により、債権を一般債権と特定債権に明確に区分し、一般債権については過去の貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等の特定債権については、個別に引当率を定めることによって、平成 20 年度決算から適正な会計処理を行います。

(計画修繕引当金)

計画修繕の長期修繕計画に基づき、団地ごとの修繕見込額の積上げ計算を行い、計画修繕引当金の残高の見直しを行います。
その結果については、平成20年度決算に反映させ、また、当期の適正な費用負担額を計上します。